

⑩憲法委員会第5次草案

(ロシア連邦憲法委員会第5次草案。1992年3月2日)

KK 資料集第3/1巻 80-120頁

この草案は、憲法委員会により第5回人民代議員大会の後に策定され、最高会議の両院の常任委員会および特別委員会、ならびに代議員グループ（会派）の検討に付された。（注記80頁）

ロシア連邦憲法

われわれ、ロシア連邦の多民族からなる人民は、
わが国において共通の運命によって統一し、
人の自由と権利および尊厳ある生活を承認し、歴史的に形成された国家的統一を保持し、市民的平和および合意を保障し、国を復興し、ロシア連邦の揺るぎない民主的な国制を打ち立てる決意をもって、
祖国愛と善および公正（正義）に対する明るい確信をわれわれに継承した祖先に想いをはせ、
現在と未来の世代に対する高い責任に基づき、
世界共同体の一員であることを自覚して、
この憲法を採択し、これを
われわれの社会と国家の基本法と宣言する。

第1編 ロシア連邦の憲法体制の原則

第1条 国家主権

- (1) ロシア連邦（РФ、ロシア）は、主権的で、法治的かつ民主的な連邦国家である。
- (2) ロシア連邦の主権の担い手およびその国家権力の唯一の源泉は、多民族からなロシア連邦の人民である。
- (3) ロシア連邦は、その領土および連邦の富（財産）に関して最高の権力を有し、その内外政策を自主的に定め、これを実施し、その全土において最高性を有するロシア連邦憲法および連邦法律を制定する。
- (4) 国家は、社会の公式代表であり、その意思を表現し、ロシア連邦憲法の枠内で行動する。国家、その機関、施設および公務員は、人および市民に対して責任を負い、社会のいずれかの一部ではなく社会全体に奉仕する。
- (5) ロシア連邦においては、共和政体をとる。

第2条 最高の価値としての人とその権利および自由

- (1) 人ならびに人の生命、自由、名誉および尊厳、人身の不可侵、安全、およびその他の権利は、ロシア連邦における最高の価値である。
- (2) ロシア連邦は、一般に認められた国際法の原則および規範、ならびにロシア連邦憲法の規定にしたがって、人の権利および自由を保障する。
- (3) 各人は、人は法律によって禁止されていないことはすべて許される、との原則にしたがって、その権利および自由を行使する。
- (4) 人の権利および自由ならびに名誉および尊厳の承認、遵守、擁護は、国家権力の主要な義務である。

第3条 法の最高性

- (1) 国家およびその機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、公務員および市民は、法およ

び憲法体制に拘束され、ロシア連邦憲法と法律にしたがって行動する。

(2) ロシア連邦憲法は、ロシア連邦の最高法規である。憲法の諸規範は、直接効力を有し、ロシア連邦の全土において直接にこれを適用する。ロシア連邦憲法に違反する法律およびその他の法的アクトは、法的効力を有しない。

(3) すべての法律は、これを公表されなければならない。公表された法律のみがこれを適用することができる。その他の法的アクトは、人および市民の権利、自由および義務を傷つけ、一般的な閲覧のために公表されない場合、これを適用することができない。

(4) 一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の条約は、ロシア連邦の法の一部を構成する。ロシア連邦の条約が、その法律とは違う他の規則を定める場合は、この条約の規則を適用する。

第4条 人民権力

(1) ロシア連邦の人民は、ロシア連邦の憲法および法律の定める形態と手続により、直接に、または国家権力のシステムおよび地方自治をとおしてその権力を行使する。

(2) ロシア連邦憲法の定める国家機関の選挙は自由であり、普通、平等および直接の選挙権に基づき、秘密投票でこれを実施する。

(3) 社会のいかなる部分、いかなる団体またはいかなる個人も、国家において権力を横奪することはできない。国家権力の篡奪はもっとも重い犯罪である。

(4) ロシア連邦の市民は、現行の憲法体制を暴力または強制によって廃止または変更しようとするあらゆる企てに抵抗する権利を有する。

第5条 政治的複数主義

(1) ロシア連邦における民主主義は、政治的およびイデオロギー的な多様性と複数政党制に基いてこれを実現される。

(2) いかなるイデオロギーも、国家的または一般的な拘束力を有するものとしてこれを定めることはできない。

第6条 権力分立

(1) ロシア連邦における国家権力のシステムは、立法、執行および裁判権力の分立、ロシア連邦およびその構成主体ならびに自治の地域共同体の間の管轄事項および権限の区分の原則に基づておく。

(2) 国家権力は、互いに相互作用し、均衡をたもちつつ、独立してその権限を行使する。いかなる国家機関も、ロシア連邦憲法が定める権限の範囲を越えることはできない。

第7条 経済活動形態の多様性

(1) ロシア連邦の経済の基礎は、経済活動、企業活動および労働の自由、所有形態の多様性と同権、それらの平等な法的保護の条件、誠実な競争および社会的利益が保障される社会的市場経済である。

(2) 国家は、人と社会のために経済生活の規制に参加する。

(3) 経済的諸関係は、人と国家、労働者と雇用者、生産者と消費者の間の社会的パートナーシップに基づいてこれを打ち立てる。

第8条 社会国家

(1) ロシア連邦の社会政策の目的は、人および社会の福祉の達成、人格の発達のための平等の機会の保障である。

(2) 国家は、人びとの労働と健康を保護し、最低生活および最低賃金水準を保障し、家族、母性、

父子関係および子ども、障害者および高齢者への支援を保障し、社会的サービスのシステムを発展させ、年金、手当およびその他の社会的保証を定める。

(3) 国家は、人道的な人口政策を遂行し、人と社会の社会的および文化的発展のための必要な条件を整備し、環境の安全と合理的な自然利用を保障する。

第 9 条 連邦国家

(1) ロシア連邦の国家・地域構造は、連邦主義の原則に基づいてこれを打ち立てる。

(2) ロシア連邦の構成主体は、ロシア連邦憲法の定める憲法・法的な地位を有する。

(3) ロシア連邦の構成主体は、ロシア連邦憲法によってその管轄事項とされる諸問題の解決において独立である。ロシア連邦の構成主体の憲法体制は、ロシア連邦憲法に違反するものであってはならない。

(4) ロシア連邦は、すべての民族集団（エスニック共同体）の権利および自由、その文化的自治を保証する。

(5) この憲法を承認する国家は、その構成主体としてロシア連邦の構成にこれを加えることができる。

第 10 条 国家同盟におけるロシア連邦

ロシア連邦は、他の国家との共同体（同盟）に参加し、その権限の一部の行使をこれに移譲することができる。

第 11 条 世界共同体におけるロシア連邦

(1) ロシア連邦は、世界共同体の全権をもつ構成員であり、一般に承認された国際法の原則および規範、その締結した条約を遵守し、国際組織およびその他の連合、全般的で公正な平和、互恵の国際協力、グローバルな問題の解決に努める。

(2) ロシア連邦は、国際組織およびその他の連合、集団的安全保障システムに参加し、そのしかるべき権限の一部をこれらに委譲することができる。

第 12 条 憲法体制の堅固性

(1) 憲法の本編で宣言されるロシア連邦の憲法体制の原則；国家主権、最高の価値としての人と市民の権利および自由、法の支配（最高性）人民権力（統治）政治的複数主義、権力の分立、市場経済、社会国家、連邦制、世界共同体へのロシア連邦の参加は、これを廃止することはできない。

(2) 憲法の本編の諸規定の変更は、ロシア連邦の憲法体制の原則を損なふことはできず、ロシ連邦レフェレンダム、すなわち全人民投票によってこれを行う。

(3) ロシア連邦憲法の以下の編の諸規定は、憲法の本編において宣言するロシア連邦の憲法体制の原則に違反するものであってはならない。

第 2 編 人および市民の基本的権利、自由および義務

第 1 章 総則

第 13 条

(1) 人の基本的権利および自由は、自然的で譲渡されることなく、生れながらにしてその者に属する。

(2) ロシア連邦憲法に定める人と市民の権利および自由のカタログは、これに限定されず、その他の権利および自由を軽んずるものではない。

(3) 人と市民の憲法上の権利、自由および義務の規制は、法律によってこれを行う。

(4) 何人も、ロシア連邦の憲法体制、社会的道徳、他の人びとの健康、権利および自由の擁護を目的とするロシア連邦の憲法および法律による場合のほかは人と市民の権利および自由を奪い、それを制限することはできない。

第 1 4 条

- (1) 各人は、権利の主体であり、そのようなものとして認められる。
- (2) 各人は、法律のもとに平等であり、法律によって平等に保護される権利を有する。
- (3) 各人は、人種、肌の色、民族的帰属、性、言語、社会的出身、社会的もしくは財産上および職業上の地位、信条、宗教に対する態度、社会団体への帰属、居住地、またはその他の事情の如何にかかわらず、権利および自由において平等である。

第 1 5 条

- (1) 人と市民の権利および自由の行使は、他人の権利および自由を侵害し、社会の福祉および環境に害をもたらすものであってはならない。
- (2) ロシア連邦の憲法体制の廃止または暴力的な変更、人種的、民族的、社会的、階級的、宗教的な敵意および憎悪の扇動、ならびに暴力および戦争の宣伝ために権利および自由を行使することはこれを禁止する。
- (3) 人と市民の権利および自由は、その義務と不可分である。

第 2 章 国籍

第 1 6 条

- (1) ロシア連邦において、各人は、国籍に対する権利を有する。ロシア連邦の国籍は、その取得の事由の如何にかかわらず、平等である。ロシア連邦国籍の取得および消失の手続は、連邦法律によってこれを定める。
- (2) ロシア連邦においては、何人も、その国籍または国籍変更の権利を奪われることはない。
- (3) ロシア連邦の市民は、ロシア連邦の国外に追放されることはない。
- (4) ロシア連邦においては、何人も、一般に承認された国際法の規範またはロシア連邦の条約に基づく場合のほかは、他の国家にその身柄を引き渡されることはない。
- (5) ロシア連邦は、国外において自国の市民に対して保護と庇護を保証する。

第 1 7 条

- (1) 共和国はその国籍を定めることができる。共和国のすべての市民は、ロシア連邦の市民である。ロシア連邦の市民は、当該の共和国が国籍を定める場合には、常時在住する共和国の市民となる。
- (2) 共和国、地方(クライ)州は、ロシア連邦の国籍に由来する権利および自由を制限されまたは取り消され、義務を変更されまたは取り消されることはない。

第 1 8 条

- (1) ロシア連邦の市民は、連邦法律またはロシア連邦の条約にしたがい、外国の国籍を有することができる。
- (2) ロシア連邦の市民が外国の国籍を有することにより、ロシア連邦の国籍に由来するその権利および自由を軽視されることはなく、また義務を免れることはない。ただし、ロシア連邦憲法第97条2項に定める場合はこのかぎりではない。

第 1 9 条

- (1) ロシア連邦の市民でなく、その領土内に在住する者は、ロシア連邦の市民と同等に権利およ

び自由を享受し、義務を負う。ただし、ロシア連邦の憲法および連邦法律ならびにロシア連邦の条約に定める場合はこのかぎりではない。

(2) ロシア連邦は、外国の市民および無国籍者に対して、一般に承認された国際法の規範にしたがい、避難権を与える。

第3章 市民的、政治的権利および自由

第20条

(1) 各人は、生命に対する権利を有する。ロシア連邦においては、何人も恣意によってその生命を奪われることはない。

(2) 国家は、死刑の廃止をめざす。死刑は、それが廃止されるまでは、人への特別に重大な犯罪に対する例外的な刑罰の措置として連邦法律によってこれを定め、陪審員の参加する裁判所の判決によってのみこれを言渡すことができる。

第21条

(1) 各人は、自由および人身の不可侵の権利を有する。

(2) 勾留を含む自由の制限は、裁判所の決定による場合にかぎりこれを認める。裁判所の決定があるまで、人は48時間以上身柄を拘束されることはない。身柄拘束の適法性は、裁判所がこれを審査する。

(3) 人身の不可侵を制限する場合は、連邦法律によってこれを定める。

(4) 何人も、暴力、拷問およびその他の残酷なもしくは人間的尊厳を傷つけるような待遇または刑罰を受けることはない。

(5) 何人も、自発的な合意なしに、学術、医療および軍事用またはその他の実験の材料とされることはない。

第22条

(1) 各人は、私生活〔プライバシー〕の不可侵の権利を有する。この権利の制限は、法律に基づき裁判所の決定によってこれを認める。

(2) 各人は、その名誉および名声を保護する権利を有する。

(3) 本人の同意のない、その者に関わる情報の収集、保管、利用および流布（拡散）は、連邦法律に基づく場合にのみこれを認める。

(4) ロシア連邦の市民は、連邦法律にしたがい、その者の権利および自由に直接に関わる文書および資料を閲覧し、国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体および公務員の管理（処分）する自己の情報を入手する権利を有する。

第23条

(1) 住居は、不可侵である。何人も、居住者の意思に反して住居に立ち入る権利を有しない。人の生命および健康を保護し、住居またはその財産に対する著しい損害を防止しもしくは除去（復旧）するために、連邦法律によってこの規則の例外規定を定めることができる。

(2) 住居に立ち入る搜索およびその他の行為は、連邦法律にしたがい、裁判所の決定によってこれを認める。猶予のない場合には、この行為の適法性を必ず事後的に裁判所によって審査することとする連邦法律の定めるその他の手続をとることができる。

第24条

(1) ロシア連邦の市民は、ロシア連邦の国内において、移動の自由ならびに滞在地および居住地の選択の権利を有する。

(2) ロシア連邦の市民は、ロシア連邦から自由に出国し、妨害されることなく帰国する権利を有する。

(3) これらの制限は、法律によって定めることができる。

第 2 5 条

(1) 各人は、思想、言論の自由、ならびに意見および信条を妨害されることのない表現に対する権利を有する。何人も、その意見および信条の表明、またはその放棄を強制されることはない。

(2) 各人は、任意の合法的な方法によって、情報に対する自由なアクセス、その検索、入手、作成および普及の権利を有する。

(3) これらの権利の制限は、私的生活、ならびに個人と家族の秘密、職業もしくは商業上の秘密および国家秘密、または社会的モラルおよび良心の自由の保護のために、連邦法律によってこれを定めることができる。国家秘密を構成する情報のリストは、法律によって限定列挙方式でこれを定める。

第 2 6 条

(1) 各人は、良心、信仰、宗教的または非宗教的な活動の自由を保証される。

(2) 各人は、任意の宗教を自由に信仰し、またはいかなる宗教も信ぜず、宗教的またはその他の信条を選択し、これを保持し、普及し、ならびに法律遵守の条件のもとその信条にしたがって行動することができる。

第 2 7 条

(1) 各人は、自己の民族的帰属を自由に決定し、表明することができる。何人も、その民族的帰属の決定または表明を強制されることはない。

(2) 各人は、母語の使用、ならびに伝達、養育、教育および創造における使用言語の自由な選択の権利を有する。

(3) 民族的尊厳の侮辱は、法律によってこれを追及する。

第 2 8 条

ロシア連邦の市民は、社会と国家の事項の管理に直接にまたはその自由に選挙した代表をとおして参加する権利を有する。

第 2 9 条

(1) ロシア連邦の市民は、選挙権を有し、法律にしたがって選挙制の国家機関および地方自治機関に選挙されることがある。

(2) 選挙には、18歳に達したロシア連邦の市民が参加する。裁判所によって行為無能力と認定された市民は、選挙権および被選挙権を有しない。裁判所の判決により自由制限施設に収容されている市民は、被選挙権を有しない。

(3) ロシア連邦の国内に在住するロシア連邦の市民は、ロシア連邦の最高会議、大統領および副大統領の選挙、ならびにロシア連邦のレフェレンдумに参加する権利を有する。

(4) 地方自治機関における選挙権および選挙される機会は、当該地域に常時在住する外国の市民および無国籍者に対してこれを付与することができる。

第 3 0 条

ロシア連邦の市民は、国家的な職務（ポスト）に就く平等の機会を有する。国家勤務員の職の候補者に求められる資格要件は、職務機能の内容によってのみこれを定める。

第 3 1 条

ロシア連邦の市民は、武器を携帯しないで集合することができる。市民は、執行権力機関へ

の事前の届け出によって、集会、街頭行進、示威行動およびピケッティングを行うことができる。

第32条

(1) ロシア連邦の市民は、団結の権利を有する。この権利の禁止は、ロシア連邦憲法および連邦法律によってこれを定める。

(2) 何人も、いかなる団体であれこれに加入することを強制されない。

第33条

ロシア連邦の市民は、国家機関、地方自治機関および公務員に対して、個人として申立てを行い、個人的または集団的な請願を行う権利を有する。これらの機関および公務員は、その権限の範囲内でこの請願を審理し、これに関する決定を行い、法律の定める期間内に理由を付して回答しなければならない。

第4章 経済的、社会的および文化的権利および自由

第34条

ロシア連邦において、各人の経済的自由は、財産所有者となる権利、自由な企業活動の権利および自由な労働の権利においてこれを実現する。

第35条

(1) 所有権は、人と市民の権利および自由の実現の不可欠な条件である。この権利の行使は、社会の福祉に反するものであってはならない。

(2) 相続の権利は、これを保障する。

第36条

(1) 各人は、自由に選択し、または自由に契約した労働の権利を有する。

(2) 各人は、安全および衛生上の要請を満たす労働条件、いかなる差別もなく、連邦法律の定める最低基準を下回ることのない労働報酬、ならびに不当解雇からの保護に対する権利を有する。

(3) 各人は、休息の権利を有する。労働者は、法律の定める一継続労働時間、休日および祝日、有給の年次休暇、ならびに一連の職業および作業のための短縮労働日を保障される。

第37条

(1) 各人は、専門医療を含む健康保護の権利を有する。国および自治体の保健施設における医療は、法律の定める場合を除き、無償でこれを行う。

(2) 国家は、国および自治体のまたはその他の保健システムの発展に関する措置を講じ、各人の健康の増進、体育およびスポーツ、環境の安全に資する活動を奨励する。

(3) 公務員による人びとの生命および健康にとって脅威となる事実および事態の隠匿は、法律によりその責任を問われる。

第38条

各人は、快適な環境に対する権利、および環境法違反によってその健康または財産が被った損害の賠償を求める権利を有する。

第39条

(1) 各人は、老齢による場合、ならびに労働能力の喪失もしくは扶養者を失った場合、または法律の定めるその他の場合に、社会保障の権利を含む社会的保護を求める権利を有する。

(2) 年金ならびに手当およびその他の社会的援助は、公定の最低生活水準を保証するものでなければならない。

(3) 国家は、社会的保護のシステムを発展させ、さまざまの形態の公共的な社会的援助および慈

善事業を奨励する。

第40条

- (1) 各人は、住宅に対する権利を有する。何人も、恣意的によってその住宅を奪われることはない。
- (2) 国家は、住宅建設を促進し、住宅に対する権利の実現のためのその他の条件を整備する。
- (3) 財産の少ない者には、国家および自治体のフォンドにより、支払い可能な金額で利用できる住宅が提供される。

第41条

- (1) 各人は、教育に対する権利を有する。
- (2) 就学前教育および初等教育の全入制、無償の就学前および普通中等教育の無償制は、これを保証する。
- (3) 各人は、選抜原則に基づき、無償で、国立の教育機関で高等教育を受ける権利を有する。

第42条

- (1) 芸術的、学術的および技術的創造、学術研究および教育の自由、ならびに知的財産権は、法律によってこれを保護する。
- (2) 各人は文化的生活に参加し、文化施設を利用する権利を有する。

第5章 権利および自由の保証

第43条

- (1) 各人は、人と市民の権利および自由に対する国家の側からの違法な侵害からそれを擁護する権利を有する。
- (2) 市民の平等の侵害に罪のある者は、法律に基づいてその責任を問われる。
- (3) 各人は、法律の定めるすべての方法によって自分の権利および自由ならびに他人の権利および自由を擁護することができる。
- (4) 各人は、任意のときに、裁判所、他の国家機関、地方自治機関、企業、施設および社会団体においてまたは公務員および市民との関係においてその代理人の援助を利用する権利を含め、その権利と自由の行使および擁護のために法律援助を受ける権利を保証される。この権利は、これを制限することはできない。法律が定める場合、法律的援助は、これを無料で行うものとする。
- (5) 国家は、国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、公務員および市民による権利および自由が侵害を受けた場合、各人に對しその権利および自由の裁判的保護を保証する。裁判的保護を求める手続は、法律によってこれを定める。
- (6) 各人は、その健康、名誉および名声ならびに財産に対して違法に加えられた損害の賠償を求める権利を有する。
- (7) 各人には、信書、電話、電信およびその他の通信の秘密が保証される。この例外は、連邦法律によってこれを定めることができる。
- (8) 各人は、ロシア連邦の条約にしたがい、人と市民の権利および自由の擁護に関して国際機関に訴えることができる。

第44条

- (1) 各人は、権限ある独立した公平な裁判によるその事件の審理を求める権利を有する。
- (2) 被疑者および被告人は、その罪が連邦法律の定める手続により立証され、裁判所の判決の法的効力が確定するまでは、無罪と推定される。被疑者および被告人は、その無罪を立証する義務

を負わない。被疑者および被告人の有罪が疑わしき場合は、その者に有利にこれを解釈する。

- (3) 各人は、上級の裁判所によるその訴訟事件の再審理を求める権利を有する。
- (4) 有罪判決の確定した者は、特赦を請求する権利を有する。
- (5) 何人も、同一の違法行為に対して、重ねて（再び）その責任を問われることはない。

第45条

人および市民の法律上の責任を定め、またはそれを強化する法律は、遡及効を有しない。何人も、その遂行時に違法行為とされていなかった行為についてその責任を問われることはない。違法行為がなされた後にその行為に対する責任が廃止され、または軽減された場合は、新しい法律を適用する。

第46条

- (1) 何人も、本人、その配偶者および連邦法律の定める範囲の近親者に不利な証言を義務づけられない。証言の義務を免れるその他の場合は、連邦法律によってこれを定める。
- (2) 法律に違反して収集した証拠は、法的効力を有しない。

第47条

人と市民の権利、自由および義務の遵守に対する議会の監督は、人権問題議会全権がこれを行なう。その地位は連邦法律によってこれを定める。

第6章 義務

第48条

- (1) 各人は、憲法および法律を遵守し、他人の権利および自由を尊重し、法律の定めるその他の義務を負わなければならない。
- (2) 公式に公布された法律の不知は、その不遵守に対する責任をまぬがれない。
- (3) 明白に犯罪的な命令の執行は、法律によりその責任を問われる。

第49条

- (1) 初等（基礎）教育は、義務である。
- (2) 親またはその代理人は、子どもの初等（基礎）教育を保障しなければならない。

第50条

各人は、自然および環境を保護し、動植物界を大切にしなければならない。

第51条

各人は、歴史的および文化的な遺産の保全について配慮し、歴史的記念物および文化財を大切にしなければならない。

第52条

各人は、法的に定められた税および手数料を支払わなければならぬ。

第53条

ロシア連邦の市民は、連邦法律にしたがって、陪審員として裁判の実施に参加する市民的義務を負う。

第54条

- (1) 祖国の擁護は、ロシア連邦市民の責務である。
- (2) ロシア連邦の市民は、連邦法律にしたがい、兵役の義務を負う。
- (3) ロシア連邦の市民は、その希望により連邦法律にしたがった兵役を他の選択的な市民的業務をもって代替させることができる。人口の少ない民族に属するロシア連邦の市民は、すべての場

合にこの選択的権利を享受することができる。

第 5 5 条

何人も、ロシア連邦の憲法および法律の定めのない義務の履行を強制されることはない。

第 3 編 市民社会

第 7 章 所有、労働、企業活動

第 5 6 条

(1) 所有は、そのさまざまの形態でこれを認め保証する。所有形態の変更の事由および手続は、法律によってこれを定める。

(2) すべての所有権者は、平等の法的保護を享有する。

第 5 7 条

(1) 所有権は不可侵である。何人も、その財産を恣意によって奪われることはない。

(2) 所有物の強制収容は、妥当で説得的な社会的必要性を理由とし、公正な補償がある場合にのみ、これを認める。

第 5 8 条

(1) 土地、地下資源、水資源、動植物界、その他の生存に必要な資源は、当該の地域に居住する諸民族の利益を損う形でこれを利用してはならない。

(2) 天然資源は保護されなければならず、これを合理的に利用する。

第 5 9 条

(1) 法律の定める範囲を越えて一人の所有者に土地を集中することは、これを認めない。

(2) 土地に対する権利の行使は、土地の肥沃土および環境に損害を与え、農業用地を放置または土地を指定外に利用するものであってはならない。

第 6 0 条

(1) 労働は自由である。強制労働は、ロシア連邦の条約が認める場合を除き、これを禁止する。

(2) 労働契約の自由は、これを保証する。

(3) 国家は、住民の完全就業のための条件の整備に努め、労働者の職業訓練および職業教育のプログラムを実行し、失業者に対する手当の支給を保証する。

(4) 集団的な労働紛争の解決は、法律によってこれを規制する。

(5) ストライキの権利は、これを認める。その実施手続は、法律によってこれを定める。

第 6 1 条

国家は、消費者の権利を擁護し、その保護の社会的な形態を支持する。

第 6 2 条

(1) 国家は、企業活動の自由を保障する。企業活動の手続、形態および種類は、法律によってこれを定める。

(2) 法律に定める一定のものを除き、社会団体の経営活動はこれを認めない。

(3) 国家的独占の範囲外において、競争を禁止または制限しようとする活動は、これを禁止する。

(4) ロシア連邦においては、外国の法人および市民ならびに無国籍者の企業活動が許される。外国の投資家の権利保証を含むこの活動の条件および手続は、法律によってこれを定める。

第 8 章 社会団体

第 6 3 条

- (1) ロシア連邦において、社会団体；すなわち、政党、労働組合、青年団体、民族的文化団体およびその他の社会団体、大衆運動、宗教またはその他の団体は、自由にこれを設立し、活動する。社会団体の登録およびその規約文書の要件は、法律によってこれを定める。
- (2) 社会団体の内部的組織および活動は、人と市民の基本的権利および自由を軽んずるものであってはならない。
- (3) 社会団体の決定は、国家機関および地方自治機関、それらの施設、企業および労働者がその勤務および職務上の義務を遂行するさいにこれらの機関および労働者にとって拘束力を有するものではない。
- (4) 社会団体は、大衆運動を除き、法人格を有し、財産を所有し、その規約文書に適合した活動に従事することができる。
- (5) 複数政党制を廃し、社会団体の活動を違法に制限し、特定の者に法的根拠のない特權を付与する国家機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、公務員および市民の行為は、法律によってその責任を問われる。

第 6 4 条

- (1) 政党は、市民社会の政治的意思の表明および表現を助け、選挙に参加する。
- (2) 国家権力および地方自治の代表制機関において、政党の単位組織（会派）を設立することが認められる。その他の国家機関および地方自治機関ならびにロシア連邦軍においては、政党の単位組織の設立は、これを認めない。

第 6 5 条

- (1) 労働組合は、労働者の経済的および社会的な権利および自由の擁護、労働条件の保護および改善のためにこれを設立する。労働者が労働組合に加入しもしくは加入せず、または自由に脱退する権利ならびに労働組合が国際的な労働組合連合に団結し加入する権利は、これを保証する。
- (2) いかなる労働組合も、排他的に企業、施設または特定の活動部門のすべての労働者を団結させ、それを代表する権利を有しない。
- (3) 労働集団は、企業の諸事項の管理に参加する権利を有する。

第 6 6 条

企業家は、その権利の行使のため、または労働組合、国家的およびその他の機関もしくは施設との相互作用のために団体を設立することができる。

第 6 7 条

特定の職業活動を行う者は、法律にしたがって会議所、参与団体およびその他の団体を設立することができる。これらの団体には一定の国家的な権限を委譲することができる。

第 6 8 条

- (1) 人種的、民族的、宗教的な反目および憎悪、暴力と戦争を宣伝し、ロシア連邦の憲法体制の暴力的な変更または転覆を呼びかける社会団体は、これを禁止する。
- (2) 規約文書の要件または登録の条件に違反する社会団体の活動は、法律によりその責任が問われる。

第 9 章 宗教および宗教団体

第 6 9 条

- (1) 宗教および宗教団体は、これを国家から分離する。国家は、非宗教的〔世俗的〕であり、いかなる宗教または無神論にも特別待遇を与えない。

- (2) すべての宗教および宗教団体は、法のもとに平等である。
- (3) 国家は、ロシア連邦憲法および連邦法律に反しないかぎり、宗教団体の活動への不干渉を保証する。

第 7 0 条

宗教団体は、独立してその内部事項を管理する。宗教団体は、その保有する建物、建造物、慈善フォンドおよびその他のフォンドならびにその他の財産を自由に保有し使用し処分する。

第 1 0 章 養育、教育、学術、文化

第 7 1 条

- (1) 養育、教育、学術、文化は自由である。
- (2) 養育、教育、学術、文化の領域で活動する施設および個人は、憲法および法律を尊重する自由で、道徳的な、かつ責任ある個人としての人間を形成する能力を目指す。
- (3) 国家的な養育および教育システムは、非宗教的である。ロシア連邦は、国家教育標準基準を定め、さまざまの教育および学習の形態を支持し、無償教育および自学自習の発展を奨励する。国立の高等教育機関は、自治を保障される。
- (4) 国家は、学術の社会的承認を促進し、基礎科学および先端の応用科学の研究および開発の発展のための条件を保障する。

第 7 2 条

社会団体および個人は、法律にしたがって、養育、教育、学術、文化およびその他の機関を設立することができる。

第 7 3 条

国家は、歴史的記念物、知的および芸術的な遺産の保存および保護、民族的文化の支援および発展を保証し、精神的価値の増進を助成する。

第 1 1 章 家族

第 7 4 条

- (1) 家族は、社会の基礎的で自然的な細胞である。家族、母性、父子関係、子どもは、社会と国家の保護のもとにおかれれる。
- (2) 婚姻は、夫婦の自発的な同意と同権に基づくものとする。

第 7 5 条

- (1) 親は、その子どもが成人に達するまで扶養し養育する義務を負う親またはその代理人は、子どものためにその信条および法律にしたがってその養育および教育の内容と形態を選ぶことができる。
- (2) 子どもは、親の出身およびその身分の如何にかかわらず、平等の権利および社会的保護を享受する。
- (3) 国家および社会は、親のない子どもおよび親の後見を失った子どもの扶養、養育および教育を保障し、これらの子どもに対する慈善事業を奨励する。
- (4) 子どもは、自分の意見を表明する権利ならびに思想および良心の自由の権利を有する。
- (5) 労働能力のなる子どもは、その親の面倒をみなければならない。

第 1 2 章 マスメディア

第 7 6 条

- (1) 大量情報の自由はこれを保障する。検閲はこれを禁止する。
- (2) マスメディアは、市民、社会団体、企業、施設、地方自治機関および国家機関がこれを設立することができる。
- (3) 大量情報の自由の濫用、マスメディアの独占は、これを禁止する。大量情報の自由の行使に対する制限は、ロシア連邦憲法および連邦法律によってこれを定める。
- (4) 大量情報の検索、受領、制作および普及の手段の差押えおよび没収、マスメディアの活動の強制的な停止および中止は、裁判所の決定がある場合にかぎりこれを認める。

第 7 7 条

政党は、国家のマスメディアを利用する権利を有する。

第 4 編 連邦構造

第 1 3 章 ロシア連邦の構成と領土

第 7 8 条

- (1) ロシア連邦を構成する共和国、地方(クライ)、州、モスクワ市、サンクト・ペテルブルグ市は、ロシア連邦の構成主体である。
- (2) モスクワ市、サンクト・ペテルブルグ市は、地方(クライ)、州の権利を享有し、義務を負う。
- (3) 共和国、地方(クライ)、州は、自治的な地域単位からなる。共和国、地方(クライ)、州の地域構造(編成)は、共和国、地方(クライ)、州の憲法によってこれを定める。
- (4) エスニック構成およびその他の事情の特殊性により、かつ人口の少ない民族の維持、かれらが密集して居住する地方の伝統的な生活様式および居住環境の保護のために、自治的な地域共同体に自治管区またはその他の特別の地域的形成の地位を与えることができる。自治管区またはその他の特別の地域的形成についての法律は、当該の共和国、地方(クライ)、州の提案により、ロシア連邦最高会議がこれを制定する。
- (5) 共和国、地方(クライ)、州、自治州、自治管区、その他の特別の地域的形成およびその統合の憲法・法的地位の変更は、当該の選挙人の過半数の意思表示に基づく場合にのみ、ロシア連邦最高会議の承認をもってこれを行うことができる。

第 7 9 条

- (1) 共和国、地方(クライ)、州の領域は、ロシア連邦の統一的な統合した領土を構成する。
- (2) ロシア連邦の領域の一部の譲渡は、ロシア連邦のレフェレンдумによって表現されるロシア連邦の人民の意思表示なしにこれを行うことはできない。
- (3) 共和国、地方(クライ)、州の間の境界は、変更される地域の住民の同意により、ロシア連邦最高会議によるこの変更の承認のもとに、その相互条約にしたがってこれを変更することができる。

第 1 4 章 ロシア連邦、共和国、地方(クライ)、州の管轄事項および権限

第 8 0 条

- (1) 次の事項は、ロシア連邦の排他的管轄事項である。
 - 1) ロシア連邦憲法、連邦法律の制定および改正、その遵守に対する監督
 - 2) 共和国、地方(クライ)、州の間の境界変更の承認、ロシア連邦の領域における新しい共和国、地方(クライ)、州の形成の承認、その構成主体として外国の国家のロシア連邦への編入の承認
 - 3) ロシア連邦国籍

- 4) 立法、執行および裁判権力の連邦諸機関のシステムの確立、その組織および活動の手続、連邦国家機関の形成、共和国、地方(クライ)、州の権力機関のシステムの組織の一般原則の確定
 - 5) ロシア連邦の国家的、経済的、社会的、文化的および民族的発展の分野における連邦の政策およびプログラムの原則の決定
 - 6) 連邦国有財産とその管理
 - 7) 単一市場の法的基礎、財政、信用、通貨、関税の規制、通貨発行、価格政策の原則、連邦銀行を含む連邦経済業務
 - 8) 連邦予算、連邦税および手数料、連邦地域発展ファンド
 - 9) 連邦エネルギー・システム、原子力エネルギー、放射線物資、連邦の運輸、鉄道、情報および通信、宇宙開発事業
 - 10) ロシア連邦の対外政策および国際関係、ロシア連邦の条約、戦争と平和の問題、共和国、地方(クライ)、州の国際交流の調整
 - 11) ロシア連邦の対外経済関係、共和国、地方(クライ)、州の対外経済交流の調整
 - 12) 防衛および安全保障、防衛産業、武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の販売および購買の手続の決定、毒物、麻酔剤およびその使用手続
 - 13) ロシア連邦の国境、領海、経済水域および大陸棚の地位、管理および保護
 - 14) 裁判所構成、検察機関、刑事、刑事訴訟および行刑に関する立法、大赦および特赦、仲裁手続の立法、知的財産権の法的規制
 - 15) 連邦違反法
 - 16) 気象観測、標準規格、度量衡、メートル法および標準時の計算、公式統計および簿記
 - 17) 連邦の国家的職務
 - 18) ロシア連邦の国家賞、名誉称号
 - 19) ロシア連邦憲法によりロシア連邦の管轄事項とされるその他の権限
- (2) 共和国、地方(クライ)、州は、ロシア連邦憲法および連邦法律にしたがい、連邦権限の行使に参加する。

第 8 1 条

- (1) 次の事項は、ロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州の共同管轄事項である。
 - 1) 共和国の憲法および地方(クライ)、州の憲章ロシア連邦憲法との適合性の保障
 - 2) 人と市民の権利および自由の擁護、適法性、法秩序、社会的安全の保障
 - 3) 地方自治の組織の一般原則の制定
 - 4) 共和国、地方(クライ)、州の租税の一般原則の制定
 - 5) 民事、民事訴訟、行政、行政訴訟、労働、家族、住宅に関する立法
 - 6) 土地、水資源、森林に関する立法、地下資源、環境保護に関する立法
 - 7) 自然利用、連邦的意義を有する天然資源、環境保護およびエコロジー上の安全保障、特別自然保護地域、歴史的記念物および文化財の保護
 - 8) 人口の少ないエスニック共同体の伝来の居住環境および伝統的生活様式の保護
 - 9) 弁護士会、公証人役場
 - 10) 養育、教育、学術、文化、体育およびスポーツの問題
 - 11) 保健、家族、母性、父子関係および子どもの保護、社会保障および生活保護
 - 12) 検疫、大惨事、自然災害の対策、災害復旧
 - 13) ロシア連邦憲法によりロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州の共同管轄事項とされるその他の権限

- (2) 本条の第1項にいう問題について、ロシア連邦は立法の原則、法律および法典を公布し、共和国、地方（クライ）州はこれにしたがって独自の法的規制を行う

第82条

以下の事項は、共和国の排他的管轄事項である。

- 1) 共和国の憲法および法律の制定および改正、その遵守に対する監督
- 2) ロシア連邦憲法の枠内での共和国の立法および執行の権力機関のシステムの構築、その組織および活動の手続の制定
- 3) 共和国の立法および執行の権力機関の形成
- 4) 共和国最高裁判所の裁判官の任命
- 5) 共和国の国籍
- 6) 共和国の国語
- 7) 共和国の国家シンボル
- 8) 共和国の国家的職務
- 9) 共和国の賞および名誉称号
- 10) ロシア連邦憲法にしたがって、ロシア連邦最高会議およびその他の連邦国家機関の活動への参加
- 11) 共和国の所有権
- 12) 共和国の経済的、社会的および文化的発展のプログラム
- 13) 共和国におけるエスニック共同体およびその他の共同体の民族的、経済的、文化的、言語的発展のための条件の整備
- 14) 共和国の予算、税および手数料、予算外フォンド、地方税
- 15) 地方自治の組織および発展の助成
- 16) ロシア連邦の管轄に属するものを除いた国際交流
- 17) ロシア連邦の管轄に属するものを除いた対外経済交流
- 18) 連邦的意義を有するものを除いた天然資源
- 19) 身分証明事項
- 20) ロシア連邦憲法に反しないその他の権限

第83条

以下の事項は、地方（クライ）、州の管轄事項である。

- 1) 地方（クライ）州の憲章および法的アクトの制定および改正、その遵守に対する監督
- 2) ロシア連邦憲法の枠内での権力の代表制および執行機関の組織および活動の手続の制定、これらの機関の形成
- 3) ロシア連邦憲法にしたがって、ロシア連邦最高会議およびその他の連邦国家機関の活動への参加
- 4) 地方（クライ）、州の所有権
- 5) 地方（クライ）、州の経済的、社会的および文化的発展のプログラム
- 6) 地方（クライ）、州におけるエスニック共同体およびその他の共同体の民族的、経済的、文化的、言語的な発展のための条件の整備
- 7) 地方（クライ）、州の予算、税および手数料、予算外フォンド、地方税および手数料の設定の原則
- 8) 地方自治の組織および発展の助成
- 9) ロシア連邦の管轄に属するものを除いた国際交流
- 10) ロシア連邦の管轄に属するものを除いた対外経済交流

- 11) 連邦的意義を有するものを除いた天然資源
- 12) 身分証明事項
- 13) ロシア連邦憲法に反しないその他の権限

第 8 4 条

- (1) ロシア連邦の連邦国家権力機関は、ロシア連邦憲法および連邦法律に違反しない場合、共和国、地方(クライ)、州の権力機関との協定により、これらの機関にその権限の一部の行使を移譲することができる。
- (2) 共和国、地方(クライ)、州の権力機関は、ロシア連邦の連邦国家権力機関との協定により、その機関にこれらの機関の権限の一部の行使を移譲することができる。
- (3) 共和国、地方(クライ)、州は、その管轄事項および権限の範囲内で、ロシア連邦憲法および連邦法律に違反しない相互協定を締結することができる。

第 8 5 条

- (1) ロシア連邦の連邦国家権力機関と共和国、地方(クライ)、州の権力機関は、共和国、地方(クライ)、州において、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める手続により連邦法律およびその他のアクトを執行する。
- (2) ロシア連邦、共和国、地方(クライ)、州の国家機関、施設および公務員がこれらの機関、施設および公務員の権限の範囲内で交付した法的文書は、ロシア連邦の全領域において効力を有するものとして認められる。

第 8 6 条

- (1) ロシア連邦の管轄に属する問題に関する法的アクトが共和国、地方(クライ)、州の権力機関によって公布された場合、ならびに共和国、地方(クライ)、州の法的アクトがロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州の共同管轄事項に属する問題について公布された連邦法律に違反する場合は、連邦法律を適用するものとする。
- (2) ロシア連邦の連邦国家権力機関は、共和国の排他的管轄事項、地方(クライ)、州の管轄事項に属する問題に関する法的アクトを公布することはできない。
- (3) ロシア連邦の連邦国家機関と共和国、地方(クライ)、州の権力機関の間の関係は、ロシア連邦憲法に基づいてこれを構築する。
- (4) 共和国、地方(クライ)、州の国家権力によってロシア連邦が違法に被った損害は、ロシア連邦の裁判権力の最高機関の決定に基づいたロシア連邦最高会議の決定にしたがって、共和国、地方(クライ)、州の予算からこれを補償しなければならない。
- (5) ロシア連邦の国家機関によって共和国、地方(クライ)、州が違法に被った損害は、ロシア連邦の裁判権力の最高機関の決定に基づいたロシア連邦最高会議の決定にしたがって、連邦予算からこれを補償しなければならない。

第 1 5 章 言語

第 8 7 条

- (1) 国家は、ロシア連邦の諸民族のすべての言語の維持および発展のための平等の機会を整備し、保証する。
- (2) ロシア連邦の国語は、その全土において、ロシア語である。ロシア語は、すべての国家機関および施設においてこれを使用するものとする。
- (3) 共和国はその国語を定めることができる。この国語は、共和国の国家機関および施設におい

て、ロシア連邦の国語とともにこれを使用するものとする。共和国は、法律によって、その地域に居住する民族のその他の言語の法的地位を定めることができる。

(4) 連邦の国家機関および施設における共和国の国語およびその他の言語の使用手続は、連邦法律によってこれを定める。

(5) エスニック共同体の密集した居住地域においては、ロシア連邦の国語および共和国の国語とともに、公的関係においてその共同体の言語を使用することができる。その他の場合のこうした言語の使用手続は、法律によってこれを定める。

第 5 編 国家権力の体系。地方自治の原則

第 1 6 章 ロシア連邦最高会議

第 8 8 条

ロシア連邦最高会議、すなわち連邦議会は、ロシア連邦の最高の代表制機関で、唯一の立法機関である。

第 8 9 条

(1) ロシア連邦最高会議は、国家会議および連邦会議の2院からなる。両院は、同時にこれを選挙する。

(2) ロシア連邦最高会議は、4年任期でこれを選挙する。最高会議は、任期満了前にその権限の停止（＝任期満了前の解散）についての決定を採択することができる。

(3) 国家会議は、その選挙人の数に比例して地域選挙区ごとに直接選挙で選出される300人の

代議員によってこれを構成する。

(4) 連邦会議には、共和国、地方（クライ）、州から3人ずつ、自治管区ごとに1人ずつ、直接選挙で選出される代議員が選挙される。

(5) ロシア連邦最高会議の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 9 0 条

(1) ロシア連邦最高会議は、

1) ロシア連邦の管轄に属する問題について連邦法律を制定し、およびその執行に対する監督を行い、

2) ロシア連邦のレフェレンдумを公示し、

3) 共和国、地方（クライ）、州の間の境界の変更を承認し、

4) 新しい共和国、地方（クライ）および州の形成、ならびにロシア連邦の構成主体の憲法・法的地位の変更を承認し、

5) 外国の国家を構成主体としてロシア連邦に加入させ（編入し）、

6) 連邦国家予算を承認し、その執行を監督し、その補正を行い、連邦税および手数料を定め、通貨発行に対する監督を行い、連邦地域発展ファンドを設立し、連邦債、経済的およびその他の援助に関する決議を採択し、

7) ロシア連邦大統領の提案により、ロシア連邦政府の構成を承認し、ロシア連邦政府の議長（首相）およびその閣僚の任命に同意を与え、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所の裁判官を任命し、ロシア連邦最高裁判所長官の提案により、地方（クライ）州の裁判所の裁判官を任命し、ロシア連邦検事総長、ロシア連邦中央銀行総裁を任命し、解任し、

8) 人権問題議会全権、ロシア連邦国家会計検査院の院長および検査官を任命し、解任し、

- 9) 執行権力の活動に対する監督を行い、
- 10) ロシア連邦の大統領および副大統領、ロシア連邦最高会議の両院の議長および副議長、ロシア連邦政府の議長（首相）および閣僚、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高経済裁判所の裁判官をロシア連邦憲法第101条に定める事由および手続により罷免し、
- 11) ロシア連邦の条約を批准し、破棄し、
- 12) ロシア連邦の国家賞を定め、ロシア連邦の名誉称号および特別称号を定め、
- 13) 大赦令を布告し、
- 14) 非常事態を宣言し、延長し、解除し、戦争と平和の問題を解決し、総動員または一部動員を宣言し、
- 15) ロシア連邦憲法の定めるその他の権限を行使する。

(2) 連邦法律、連邦の決定およびその他のアクトは、ロシア連邦の最高会議のアクトである。

第91条

- (1) 次の諸問題に関するロシア連邦の条約は、批准されなければならない。
 - 1) ロシア連邦の政治、領土、経済全般、財政、軍事に関すること、および諸民族の歴史的および文化的遺産
 - 2) 人と市民の権利、自由および義務に関わること
 - 3) 國際組織およびその他の同盟およびその他の連合、集団安全保障システムへの参加に関すること
 - 4) その履行が現行の連邦法律の改正または新法の制定を必要とするもの
 - 5) その他、批准を要件として定めているもの
- (2) ロシア連邦の条約がロシア連邦憲法に違反する規定を含む場合は、その批准は、ロシア連邦憲法のしかるべき改正の後にのみこれを行うことができる。
- (3) ロシア連邦最高会議は、批准されたロシア連邦の条約についてのみこれを破棄することができる。
- (4) 個々の共和国、地方(クライ)、州の排他的管轄事項またはその領域に関わりのあるロシア連邦の条約の締結および破棄は、その事前の同意を得てこれを行う。ロシア連邦の条約が共和国、地方(クライ)、州の過半数またはすべての排他的管轄事項に関わりを有する場合は、その批准または破棄のためには関係するこれらの共和国、地方(クライ)、州の過半数の事前の同意を必要とする。
- (5) ロシア連邦最高会議は、批准および破棄を必要としないロシア連邦の条約の締結および廃棄に関して速やかに情報の提供を受けなければならない。

第92条

- (1) ロシア連邦最高会議は、その擬似規則を制定する。
- (2) ロシア連邦最高会議は、常設の（常時活動する）機関である。
- (3) ロシア連邦の最高会議は、選挙から4週間後の最初の火曜日にこれを召集する。新しい期のロシア連邦最高会議が召集された日に、前の期の最高会議の権限は消滅する。緊急の場合、ロシア連邦大統領は、これ以前にロシア連邦最高会議を召集することができる。
- (4) ロシア連邦の全土に宣言された非常事態の期間にロシア連邦最高会議の任期が満了する場合は、その宣言または延長とともに、ロシア連邦最高会議はその任期の延長に関する決議を採択するものとする。
- (5) ロシア連邦最高会議の選挙は、前の期の両ロシア連邦最高会議の任期が満了する年の3月の第2日曜日にこれを実施する。任期満了前にロシア連邦最高会議の権限が消滅した場合は、新し

い選挙を3ヶ月以内に実施する。

第93条

- (1) ロシア連邦最高会議の各院は、その議長および副議長を選挙し、議事規則を定め、両院の常任委員会および臨時（特別）委員会を組織する。
- (2) 両院は、両院合同委員会を設置することができる。
- (3) ロシア連邦最高会議の両院、その委員会、両院合同委員会は、ロシア連邦最高会議の連邦法律およびその他のアクトの草案を作成し、審議し、議会の公聴会および調査を行う。
- (4) ロシア連邦最高会議の両院、その委員会、両院合同委員会は、その会議に任意の者を召喚することができ、任意の機関または公務員に必要な文書または資料の提出を求めることができる。召喚の求めへの欠席およびこれらの要求の不履行は法律によりその責任が問われる。両院、その委員会、両院合同委員会の勧告は、その決定の通告により、速やかに審議に付されなければならない。
- (5) ロシア連邦最高会議の両院は、ロシア連邦憲法第95条5項に定める場合を除き、それぞれ個別に会議を開催する。
- (6) 両院の会議は、公開でこれを行う。秘密会の開催の是非は、ロシア連邦最高会議議事規則、両院の議事規則によってこれを定める。
- (7) ロシア連邦最高会議の各院は、出席代議員の数にかかわらず、両院の決定採択権のない両院全体の委員会としてその活動を行うことができる。

第94条

- (1) ロシア連邦最高会議における立法発議権は、その代議員、委員会、両院合同委員会、ロシア連邦大統領、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所、人権問題議会全権、ロシア連邦検事総長、共和国、地方（クライ）、州の代表制機関、および30万人以上の選挙人のグループに属する。
- (2) 法案は、これを国家会議に上程する。国家会議によって承認された法案は、連邦会議にこれを送致する。連邦会議によって承認された後に、連邦法律は、これをロシア連邦最高会議によって制定されたとする。
- (3) 両院は、各院の選挙された代議員の投票の過半数によって法案を承認する。
- (4) 法案に関して両院の間に不一致がある場合、両院は対等原則により協議委員会を設置する。協議された法案は、改めてそれぞれの院でこれを審議する。ふたたび同意が得られない場合は、法案は否決されたものとし、向こう6カ月間はふたたびこれを上程することはできない。
- (5) ロシア連邦最高会議によって採択された連邦法律は、7日以内にこれをロシア連邦大統領に送致し、大統領はその受領の日から14日以内にこれに署名し、公布する。ロシア連邦大統領は、この期間の間に、連邦法律をロシア連邦最高会議の再審議に付すために自己の反対意見を付して差し戻すことができる。再審議において連邦法律がそれぞれの院の選挙された代議員の投票の三分の2で採択された場合、ロシア連邦大統領は7日以内にこれに署名し、公布しなければならない。
- (6) 連邦法律は、公布の7日後にこれを施行する。ただし、別の期間の定めがある場合はこのかぎりではない。

第95条

- (1) 両院合同会議は、ロシア連邦大統領とロシア連邦憲法裁判所の教書、ロシア連邦政府の報告の聴取ロシア連邦最高会議の両院の間に不一致がある場合の連邦予算の採択非常事態の宣言、

延長または解除するために、ならびにその他の場合の両院の決定により、これを召集する。両院合同会議は、連邦法律の審議および採択のためにこれを开催することはできない。

(2) ロシア連邦最高会議の両院合同会議は、両院の議長が交互にその議長を務める。

第 9 6 条

(1) ロシア連邦最高会議の代議員は、この憲法の第 29 条第 2、3 項にしたがい選挙権を有するロシア連邦の市民がこれを選舉する。ロシア連邦最高会議の代議員は、同時にロシア連邦最高会議の 2 つの院の代議員となり、または共和国、地方(クライ)、州の代表制機関の代議員もしくは地方自治機関の構成員となることはできない。

(2) ロシア連邦最高会議の代議員は、ロシア連邦の各人民の利益にしたがい、その選挙人の要望を考慮する。

(3) ロシア連邦最高会議の代議員は、連邦法律にしたがい歳費およびその支出経費の補償を受け取り、他のいかなる定期的な給与を受け取ることはできない。代議員は、また、国家的またはその他の職務に就き企業活動に従事し商業企業の指導機関のメンバーに加わることができない。

(4) ロシア連邦最高会議の代議員は、代議員の不逮捕特権を有し、この権利はその信書、通信手段、文書に及ぶ。代議員は、ロシア連邦最高会議の各院の同意なしに逮捕され、勾留され、捜索、身体検査、裁判手続により課せられる行政罰の処分を受けることはなく、刑事責任を問われることはない。必要がある場合には、ロシア連邦検事総長が、各院に対して代議員の不逮捕特権の剥奪に関する提案を行う。この決定は、当該の院の選挙された代議員の投票の 3 分の 2 によってこれを採択する。

(5) ロシア連邦最高会議の代議員が現行犯の重大な犯罪を犯した場合は、代議員は逮捕される。ロシア連邦検事総長は、このことを遅滞なくロシア連邦最高会議の当該の院に通告する。当該の院は、代議員の不逮捕特権の問題について解決する。

(6) ロシア連邦最高会議の代議員は、その代議員活動にともなう発言について、国家機関に対する責任を問われることはない。ただし、ロシア連邦最高会議議事規則および両院の議事規則の定める責任はこれに含まれない。

(7) 国家機関、施設および公務員は、代議員がその権限を遂行することに協力しなければならない。

(8) ロシア連邦最高会議の代議員の活動のその他の保証は、連邦法律によってこれを定める。

第 1 7 章 ロシア連邦大統領。連邦執行権力

第 9 7 条

(1) ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の最高の公務員である。大統領は、執行権の長であり、内外関係においてロシア連邦を代表する。

(2) ロシア連邦大統領には、ロシア連邦憲法第 29 条第 2 項および第 3 項にしたがい選挙権を有する 35 歳以上の外国国籍をもたないロシア連邦の市民が選挙される。

(3) ロシア連邦大統領は、代議員となることはできず、他の何らかの職務に従事し、企業活動を行うことはできない。

(4) ロシア連邦大統領は、5 年の任期で、ロシア連邦市民が直接選挙によって選挙する。何人も 2 回を越えて大統領の職に選挙されることはできない。ロシア連邦大統領の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。

(5) 大統領は、その就任にあたり、次の宣誓を行う。「私の名誉と良心にしたがい、忠実にロシ

ア連邦に奉仕し、ロシア連邦の憲法と法律を遵守し、その主権を擁護し、人と市民、ロシア連邦の多民族からなる人民の権利および自由を尊重し保護し、私に課せられたロシア連邦大統領という高い義務を誠実に履行することを宣誓する。宣誓は、ロシア連邦大統領が選出されてから 30 日以内に召集されるロシア連邦の最高会議の両院および憲法裁判所の合同会議において行われる。この会議は、ロシア連邦憲法裁判所長官が議長を務める。

(6) ロシア連邦大統領は、不逮捕特権を有し、連邦法律によって保護される。

第 98 条

ロシア連邦大統領は、

- 1) ロシア連邦政府の活動を指導し、その会議において議長を務めることができ、他の連邦の執行権力機関の一般的指導を行い、ロシア連邦安全保障会議の長を務め、ロシア連邦大統領附置の諮問機関を設置することができ、
- 2) ロシア連邦最高会議の選挙を公示し、
- 3) 連邦法律に署名し、これを公布し、
- 4) ロシア連邦最高会議の同意を得て、ロシア連邦政府の議長（首相）および閣僚を任命し、
- 5) ロシア連邦最高会議に対し、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所の裁判官、ならびにロシア連邦検事総長、ロシア連邦中央銀行総裁の任命のためにその候補者を提案し、
- 6) 共和国、地方(クライ)、州に助言するために、自治州、自治管区における連邦全権代表および連邦法律にしたがってその他の公務員を任命し、
- 7) ロシア連邦政府の議長（首相）および閣僚、ならびに自らが任命した他の公務員の辞表を受理し、または罷免し、ロシア連邦最高会議にロシア連邦検事総長、ロシア連邦中央銀行総裁の召喚に関する提案を行い、
- 8) ロシア連邦最高会議の両院の議長との協議の後に、ロシア連邦のレエレンダムを公示し、
- 9) ロシア連邦最高会議に対し、連邦年度予算案およびその執行に関する費目ごとの報告（費目ごとの明細のある決算報告）を提出し、
- 10) ロシア連邦最高会議に対し、ロシア連邦の内外政策の実施、連邦プログラムの遂行についての年次報告を行い、人民およびロシア連邦最高会議に対し教書を提出し、
- 11) ロシア連邦の安全保障を指導し、
- 12) ロシア連邦軍最高司令官となり、ロシア連邦最高会議の同意を得て、ロシア連邦軍の上級の司令職を任命し、解任し、上級の軍の階級を授け、ロシア連邦の国防政策の策定および遂行を指導し、
- 13) ロシア連邦の対外政策の遂行を指導し、ロシア連邦の条約の交渉を行い、それに調印し、ロシア連邦の外交代表を任命または召喚し、ロシア連邦大統領にあてられた外交代表の信任状および召喚状を受領し、
- 14) 緊急の場合に非常事態を宣言し、ロシア連邦への武力攻撃があった場合または侵略に対する共同防衛についての条約上の義務を履行する緊急の必要がある場合に戒厳令を宣言し、
- 15) 連邦法律にしたがって、ロシア連邦における国籍および避難の受け入れの問題を解決し、
- 16) 連邦国家賞を授与し、ロシア連邦名誉称号および最高特別称号を授与し、
- 17) 特赦を行い、
- 18) ロシア連邦憲法および連邦法律によって課せられたその他の権限を遂行する。

第 99 条

ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の憲法および連邦法律に基づき、かつそれらを執行するために、下位法令の性格をもちロシア連邦全土においてその執行が義務づけられる大統領令および命令を公布する。

第 1 0 0 条

- (1) ロシア連邦大統領は、次の場合にその権限を失う。
 - 1) 任期満了の場合
 - 2) 辞任した場合
 - 3) その職務に関連する権限の行使に耐えない場合
 - 4) 罷免された場合
 - 5) 死亡した場合
- (2) ロシア連邦大統領の権限は、任期満了にともない、新たに選出されたロシア連邦大統領が宣誓を行う日に消滅する。
- (3) ロシア連邦大統領は、任意の時に、ロシア連邦最高会議およびロシア連邦憲法裁判所に対してしかるべき申し出によって、辞任することができる。ロシア連邦大統領の権限は、ロシア連邦の最高会議の両院およびロシア連邦憲法裁判所の合同会議によってその辞任が確認されたときに消滅する。この会議は、ロシア連邦憲法裁判所長官がその議長を務める。
- (4) ロシア連邦大統領がその職務上の権限の行使に耐えうるかどうかは、ロシア連邦憲法裁判所が連邦法律の定める手続にしたがって承認する国家医事委員会の判断によってこれを決定する。
- (5) 本条の第1項第2号ないし第5号の定める場合には、ロシア連邦大統領の権限が消滅してから3カ月以内に新しいロシア連邦大統領の選挙を行うものとする。

第 1 0 1 条

- (1) ロシア連邦大統領がロシア連邦憲法または連邦法律に対して故意による重大な違反を行なった場合は、これを罷免することができる。
- (2) ロシア連邦大統領の罷免に関する事件の手続は、ロシア連邦最高会議のいずれかひとつの院の代議員の投票の4分の1以上の発議により選挙された代議員総数の3分の2以上の投票の多数によって提起される。ロシア連邦憲法裁判所が、罷免の事由の存否を判断する。その事由がある場合、もうロシア連邦最高会議の一方の院は、選挙された代議員総数の3分の2以上の投票の多数によってロシア連邦大統領を罷免することができる。ロシア連邦大統領は、その罷免問題を審議するロシア連邦最高会議の両院およびロシア連邦憲法裁判所の会議に出席し、釈明を行うことができ、かつその義務を負う。
- (3) ロシア連邦憲法または連邦法律の故意による重大な違反に対したなされるロシア連邦大統領の罷免はこの違反に対する責任を一般手続によって追及する可能性を排除するものではない。この違反の事実は、立証されたものとみなされる。
- (4) 本条第1項ないし第3項に含まれる規定は、このことにつきロシア連邦憲法が定める他の者にも及ぶ。

第 1 0 2 条

- (1) 大統領とともに4年の任期でロシア連邦副大統領が選ばれる。副大統領の候補者は、大統領候補が決定する。ロシア連邦の副大統領候補は、ロシア連邦憲法第95条第2項の要件を満たさなければならない。ロシア連邦大統領候補に対する投票は、同時にその推薦する副大統領候補に対する投票とみなされる。
- (2) 副大統領は、代議員となり、他の任意の職務に従事し、または企業活動を行うことはできな

い。

- (3) ロシア連邦副大統領は、ロシア連邦大統領の辞任のとき、その権限の行使に耐えないとき、ロシア連邦大統領の罷免、その死亡の場合に、ロシア連邦大統領の代行を務める。
- (4) ロシア連邦副大統領の権限は、ロシア連邦大統領の権限の消滅に関して定める場合と条件において、消滅する。新しいロシア連邦副大統領は、ロシア連邦大統領によって任命され、ロシア連邦最高会議がこれを承認する。
- (5) ロシア連邦憲法第100条第1項第2号ないし第5号の定める場合で、ロシア連邦大統領および副大統領が同時にロシア連邦の最高公務員の権限を行使することができない場合は、その権限の臨時の執行は、連邦会議議長に移る。

第103条

- (1) ロシア連邦政府は、ロシア連邦の内外政策を実行し、ロシア連邦大統領の指導のもとに行動する。ロシア連邦政府の機構、構成および権限は、連邦法によって定める。
- (2) ロシア連邦政府の首相は、ロシア連邦政府の閣僚の活動を指導し、調整する。
- (3) ロシア連邦政府の首相およびその他の閣僚は代議員となり、いずれかの他の職務に従事し、または企業活動を行うことはできない。
- (4) ロシア連邦政府は、ロシア連邦の憲法および連邦法律、ロシア連邦大統領令およびその命令に基づき、その執行に際して、決定を採択し、政令を公布する。ロシア連邦政府の決定および政令は、ロシア連邦大統領は、これを変更または取り消すことができる。
- (5) ロシア連邦政府の機構、構成、権限および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

第104条

- (1) ロシア連邦政府は、ロシア連邦最高会議に対して、毎年、報告を行う。ロシア連邦最高会議の両院の要請により、ロシア連邦政府およびそのいずれの閣僚も、自己の権限の問題に関する情報を提供しなければならない。
- (2) ロシア連邦政府およびその閣僚は、ロシア連邦最高会議議事規則の定める手続により、ロシア連邦最高会議代議員の照会および質問に回答しなければならない。
- (3) ロシア連邦政府は、任意のときに総辞職する権利を有する。総辞職は、ロシア連邦大統領がこれを受理する。
- (4) ロシア連邦最高会議の各院は、ロシア連邦政府のいずれかの閣僚またはロシア連邦大統領の任命したその他の公務員の罷免を求めることができる。ロシア連邦大統領がこの者を罷免しない場合、大統領はその院に対して自分の決定の理由を説明しなければならない。各院の選挙された代議員の投票の多数がロシア連邦大統領の説明を不十分だと確認した場合、ロシア連邦大統領はこの者を必ず罷免しなければならない。

第105条

- (1) ロシア連邦安全保障会議は、ロシア連邦大統領のもとで活動する。ロシア連邦安全保障会議は、ロシア連邦の安全保障にかかる内外政策の問題を審議し、ロシア連邦大統領のしかるべき決定の準備を行う。

- (2) ロシア連邦安全保障会議の構成、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

第106条

ロシア連邦大統領局（府）は、連邦法律にしたがって、ロシア連邦大統領の権限行使に際してそれに協力する支援機構である。

第107条

- (1) 共和国、地方(クライ)州における連邦執行権力の権限は、しかるべき国家機関の地方部局(事務所)がこれを行ふ。これらの部局の活動は、ロシア連邦大統領が任命する連邦全権代表がこれを調整する。
- (2) 連邦国家機関の地方部局、連邦全権代表は、共和国、地方(クライ)州および自治的な地域共同体の権限の領域に介入することはできない。

第18章 裁判 権

第108条

- (1) 裁判権は、ロシア連邦憲法および連邦法律によって設置する裁判所のみに属する。裁判権は、憲法裁判、民事裁判、刑事裁判および行政裁判によってこれを行ふ。
- (2) 特別(非常)裁判所および軍事法廷の設置は、これを認めない。

第109条

- (1) ロシア連邦憲法裁判所は、裁判権の最高機関であり、憲法裁判の形態でこれを行ふ。(2) ロシア連邦憲法裁判所は、個人の資格で任命される15人の裁判官でこれを構成する。(3) 憲法裁判所は、次の諸事項の憲法適合性(合憲性)に関する事件を解決する。
 - 1) 連邦法律およびロシア連邦最高会議のその他のアクト
 - 2) ロシア連邦大統領、連邦政府およびその他の連邦執行権力機関のアクト
 - 3) 共和国の憲法、地方(クライ)、州の憲章、ならびにそれらの代表制機関および執行機関のその他のアクト
 - 4) ロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州の間の条約
 - 5) 共和国、地方(クライ)、州の間の協定
 - 6) 政党およびその他の社会団体
 - 7) 法適用実務
- (4) ロシア連邦憲法裁判所は、連邦の国家機関の間、連邦国家機関と共和国、地方(クライ)、州の国家権力機関の間、個々の共和国、地方(クライ)、州の国家権力機関の間の権限に関する紛争を解決する。
- (5) ロシア連邦憲法裁判所は、次の事項について判断を行う。
 - 1) しかるべき連邦の公務員がその職務上の権限の行使に耐えない状況の有無
 - 2) しかるべき連邦の公務員の罷免事由の存否
 - 3) ロシア連邦の条約の憲法適合性(合憲性)
- (6) ロシア連邦憲法裁判所の判決は、その言渡しの後ただちに効力を発し、終審であって、上訴することはできない。その判決はロシア連邦の全土において拘束力をもつ。
- (7) 本条第3項第1号ないし第4号にしたがって違憲であると認定されたアクトまたはその個々の規定は、その効力を失う。ロシア連邦の条約が違憲であると認定された場合は、条約および連邦法の定めるところにしたがう。違憲であると判断された政党およびその他の社会団体は、これを解散する。これらの団体は、連邦法律にしたがってその活動を中止する。
- (8) ロシア連邦憲法裁判所の組織およびその裁判手続は、連邦法律によってこれを定める。

第110条

- (1) ロシア連邦最高裁判所は、民事、刑事および行政裁判を行う裁判権の最高機関である。
- (2) ロシア連邦最高裁判所は、共和国、地方(クライ)、州の最高裁判所の裁判活動に対する監督を行う。

(3) ロシア連邦最高裁判所の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 1 1 1 条

(1) ロシア連邦最高経済裁判所は、経済事件に関する裁判の最高機関である。最高経済裁判所は、こうした事件に関する裁判活動を監督する。

(2) ロシア連邦最高経済裁判所の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 1 1 2 条

裁判所の予算は、その憲法上の機能を完全にかつ独立して遂行することができるようこれを保障しなければならない。裁判所の予算は、それぞれ、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高経済裁判所の同意なしにこれを削減することはできない。

第 1 1 3 条

(1) 裁判官は、終身である。裁判官は、70歳に達したときに退任する。

(2) ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高経済裁判所の裁判官は、ロシア連邦憲法第101条に定める事由および手続により、その他の裁判所の裁判官、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める事由および手続により、これを罷免することができる。

(3) 裁判官は、代議員となり、政党に加入し、何らかの他の職務に従事し、または企業活動を行うことはできない。裁判官は、学術、教育、文学の活動に従事することができる。

第 1 1 4 条

(1) 裁判官は、独立であり、ロシア連邦憲法および法律にのみ従う。ロシア連邦憲法裁判所の裁判官は、ロシア連邦憲法にのみ従う。

(2) 裁判官は、ロシア連邦憲法に違反する法律を適用することはできない。裁判所は、適用すべき法律がロシア連邦憲法に違反すると認める場合はロシア連邦憲法にしたがって事件を解決し、この法律の違憲の判断をロシア連邦憲法裁判所に提出するものとする。

第 1 1 5 条

(1) 何人も、当該事件の裁判に権限を有する裁判所および裁判官による審理を受ける権利を奪われることはない。

(2) 犯罪を犯した被疑者および被告人は、連邦法律の定める場合に、陪審員の参加する裁判所によって審理を受ける権利を有する。

第 1 1 6 条

(1) 事件の審理は、すべての裁判所において公開である。非公開の法廷における事件の審理は、連邦法律の定める場合にこれを認める。

(2) 第一審の裁判所における刑事事件の当事者の欠席裁判は、これを認めない。

(3) 裁判は、当事者主義の原則に基づいてこれを行う。

第 1 1 7 条

(1) ロシア連邦における犯罪事件の起訴前の取調べは、連邦取調委員会およびその機関がこれをを行う。

(2) 起訴は、国家の名において行われ、検事が、裁判所において公訴を維持する。

(3) 檢察機関は、犯罪捜査の適法性および裁判所の判決の執行の適法性に対する監督を行う。

(4) 檢察機関の組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 1 9 章 共和国、地方(クライ)、州の権力の組織 原則

第 1 1 8 条

- (1) 共和国の最高の代表制機関で唯一の立法機関は、共和国立法議会である。
- (2) 共和国の最高公務員は、共和国市民によって選挙され、ロシア連邦の執行権のシステムに含まれる共和国の執行権を指揮する。ロシア連邦大統領は、共和国の最高公務員を更迭することはできない。
- (3) 共和国の裁判システムは、共和国の最高裁判所および地方裁判所からなり、ロシア連邦の裁判システムに含まれる。
- (4) 共和国の立法議会、最高公務員、裁判所の名称は、共和国が独立してこれを決定する。
- (5) 共和国の国家機関は、地方自治機関の権限に属するものを除き、共和国の権限を行使する。

第 1 1 9 条

- (1) 地方(クライ)、州における国家権力の代表制機関は、地方(クライ)、州のソビエトである。
- (2) 地方(クライ)、州における執行機関は、地方(クライ)、州の行政庁である。行政長官は、地方(クライ)、州の住民がこれを選挙する。地方(クライ)、州の行政庁は、地方(クライ)、州のソビエトに対して報告義務を負い、ロシア連邦の執行権のシステムに含まれる。ロシア連邦大統領は、地方(クライ)、州の行政長官を更迭することはできない。行政庁の期間およびその長の職の名称は、地方(クライ)、州がこれを定める。
- (3) 地方(クライ)、州の裁判システムは、地方(クライ)、州裁判所および地方裁判所を含み、ロシア連邦の裁判システムに含まれる。
- (4) 地方(クライ)、州の国家機関は、地方自治機関の権限に属するものを除き、地方(クライ)、州の権限を行使する。

第 1 2 0 条

- (1) 地方自治は、これを保障する。共和国、地方(クライ)、州は、地方自治のための条件を保障する。
- (2) 地方自治は、地方代表制機関、地方行政庁、治安判事、地方的レフェレンдум、市民の集会およびその他の直接民主主義の地域的な諸形態をとおして、ならびに社会的自治の基礎的な地域集団の機関をとおして、市民がこれを行ふ。
- (3) 地方自治は、共和国、地方(クライ)、州を区分する領域的単位内における地域共同体がこれを行ふ。
- (4) 地方自治機関は、法人である。
- (5) 地方自治機関は、その権限の範囲内で、連邦、共和国、地方(クライ)、州の国家機関から独立して、ロシア連邦憲法および連邦法律、共和国の憲法および法律、地方(クライ)、州の憲章および法的アクトの枠内で行動する。地方自治機関の組織および活動手続は、共和国の憲法および法律、地方(クライ)、州の憲章および法的アクトによってこれを規制する。

第 1 2 1 条

- (1) 次の事項は、これを自治的な地域共同体の管轄事項とする。
 - 1) 地方税および手数料を含む地方予算、ならびに法律の定めるその他の歳入、予算外のфонд
 - 2) 自治体財産（所有）
 - 3) 法律によりその管轄とされる経済的、社会的、文化的諸問題および自然保護問題ならびにその他の地方的意義をもつ諸問題
- (2) 地方自治機関のアクトは、ロシア連邦憲法および連邦法律、共和国の憲法および法律、地方(クライ)、州の憲章および法的アクトに違反することはできない。
- (3) 地方自治機関の違法なアクトの効力は、共和国、地方(クライ)、州の最高公務員がこれを差し止めることができ、連邦の法的アクトの違反がある場合は、連邦全権代表がこれを差し止めるもの

とする。この問題の最終的解決は、共和国最高裁判所、地方(クライ)、州裁判所がこれを行う。

第 1 2 2 条

居住区域において、社会的自治の末端の地域集団を組織することができる。これらの集団およびその連合体は、法人格を有することができる。

第 2 0 章 財政および予算

第 1 2 3 条

(1) ロシア連邦の予算システムは、連邦予算、共和国、地方(クライ)、州の予算、および地方予算からこれを構成する。

(2) 共和国、地方(クライ)、州は、財政的自治権を有する。

第 1 2 4 条

(1) 連邦予算は、ロシア連邦大統領の提案によりロシア連邦最高会議が毎年これを採択する。

(2) ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦最高会議の両院の予算委員会およびロシア連邦国家会計検査院の判断の後に、連邦予算の費目ごとの審議を行い、これを採択する。

(3) 連邦予算案は、ロシア連邦憲法が定める手続により、ロシア連邦最高会議の両院によってこれを審議する。両院の間で不一致がある場合、連邦予算は、ロシア連邦最高会議の両院合同会議において出席代議員の投票の多数でこれを採択するものとする。

(4) ロシア連邦の会計年度は、暦年の1月1日に始まり12月31日に終わる。連邦予算法が次期の会計年度が始まるまでに施行されない場合、その法律の施行までの間の支出は、前年の会計年度の連邦予算にしたがって行われる。この場合、ロシア連邦最高会議はその他の予算支出にかかる資金調達の臨時手続を定めることができる。

(5) ロシア連邦最高会議は、連邦法律によって特別（目的指定）財政フォンドを設立し、その形成のための財源を定める。

(6) 連邦法律が定め、それによって実施される連邦税は、義務であり、ロシア連邦の全土においてこれを徴収する。

第 1 2 5 条

(1) 連邦予算の執行の費目ごとの報告（決算報告）は、報告すべき会計年度の終了後2カ月以内に、ロシア連邦最高会議に対して、ロシア連邦大統領がこれを行う。

(2) ロシア連邦最高会議は、連邦予算の執行に関する報告が提出されてから2カ月以内に、この報告に関するロシア連邦最高会議の両院の予算委員会およびロシア連邦国家会計検査院の判断を考慮して、これを審議しなければならない。

(3) すべてのレベルの予算執行について、費目ごとの報告が公表されなければならない。

第 1 2 6 条

(1) ロシア連邦中央銀行は、権力機関から独立し、ロシア連邦最高会議に対して報告を行う。

(2) ロシア連邦中央銀行の地位は、連邦法律によってこれを定める。

第 1 2 7 条

(1) ロシア連邦国家会計検査院は、ロシア連邦最高会議によって組織され、それに対して報告を行う。

(2) ロシア連邦国家会計検査院は、国家機関からは独立である。

(3) ロシア連邦国家会計検査院は、連邦予算の執行、連邦歳出予算および予算外のフォンドの支出、連邦国有財産の使用についての準備（素案策定）審議、採択、執行および報告を監督する。

(4) ロシア連邦国家会計検査院の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 21 章 国防および安全保障

第 128 条

- (1) ロシア連邦軍は、その国家主権および領土保全を防衛する。
- (2) ロシア連邦軍の軍事ドクトリン、編成および組織、ロシア連邦の国防政策のその他の構成部分は、連邦法律によってこれを定める。
- (3) ロシア連邦は、他の国家と防衛同盟を結び、条約に基づいてその国との合同の統合軍を編成することができる。

第 129 条

- (1) 人身の安全、社会的安全保障、社会秩序の保護は、警察およびその他の内務機関がこれを行う。
- (2) 国家的安全は、連邦保安機関がこれを保障する。
- (3) 内務機関および連邦保安機関の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 130 条

ロシア連邦の憲法体制の暴力または強制による排除、権力機関の活動の妨害もしくは制限、人および市民の憲法上の権利および自由の違法な制限することを目的とした、ロシア連邦軍、警察およびその他の内務機関、連邦保安機関の利用は、重大な犯罪である。

第 131 条

国防および安全保障の問題を管轄するロシア連邦政府の閣僚の職は、文民をもってこれに充てる。

第 22 章 非常事態

第 132 条

- (1) 特別の法的レジームである非常事態は、もっぱらロシア連邦の市民の安全の保障と憲法体制の擁護のために社会の生活力の正常な条件の回復を目的として、一時的措置としてこれを導入することができる。
- (2) 非常事態は、ロシア連邦の全土またはその一定の地域において、その導入の根拠となる状況が、市民の安全または憲法体制の現実的で緊急の避けられない脅威となっており、その回避が非常手段をとる以外には不可能である場合にのみこれを導入することができる。
- (3) 非常事態導入の根拠となるのは、次のような場合である。
 - 1) ロシア連邦の憲法体制の暴力的に変更または廃除しようとする企て、暴力をともなう騒乱および民族紛争、ロシア連邦の死活にかかわる重要な利益、市民の安全または国家的諸制度の正常な活動を脅かす一定地域の封鎖
 - 2) 住民の生命および健康を脅威のもとにさらし、大規模な救助作業または復旧作業を必要とする自然災害、伝染病、家畜の伝染病、大事故。こうした場合の非常事態の導入は、被災した共和国、地方(クライ)、州の機関が正常に活動を継続している場合には、その同意がある場合にかぎりこれを認める。
- (4) 非常事態導入の根拠となる状況が、共和国、地方(クライ)、州の領域に関連する場合、その共和国、地方(クライ)、州の領域における非常事態は、ロシア連邦の大統領および最高会議への通告

をもってこれを導入し、ロシア連邦憲法および連邦法律にしたがってこれを実施することができる。

第 1 3 3 条

- (1) 非常事態は、ロシア連邦最高会議の決定によってこれを宣言する。
- (2) 緊急の場合、非常事態はロシア連邦大統領令によってこれを宣言し、遅滞なくロシア連邦最高会議に通告され、最高会議はこの大統領令を速やかに審議するものとする。ロシア連邦最高会議が大統領令の布告から 72 時間以内にこれを承認しない場合は、非常事態宣言に関する大統領令はその効力を失う。
- (3) 非常事態は、ロシア連邦の全土においては 30 昼夜を越えて、ロシア連邦の一定の地域においては 60 昼夜を越えて、これを導入することはできない。ロシア連邦最高会議が新たな期間これを延長しないときは、この期間の終了により非常事態は解除される。ロシア連邦最高会議は、1 回につき 30 昼夜を越えない範囲で非常事態を延長することができる。

第 1 3 4 条

非常事態の宣言、延長および解除に関するアクトは、遅滞なく住民に知らされなければならず、その公表は義務づけられたものである。

第 1 3 5 条

- (1) 非常事態の期間中は、連邦法律にしたがって、権利および自由を一時的に制限することができる。これらの制限は、非常事態に関するアクトに直接に明記されなければならない。
- (2) 非常事態の期間中は、ロシア連邦の憲法、連邦選挙法および連邦裁判所構成法の改正はこれを禁止し、レフェレンдумは行わず、ロシア連邦最高会議および裁判所の権限および活動は、これを制限または停止されることはない。ロシア連邦憲法の第 20 条、第 21 条第 4、5 項、第 22 条第 2 項、第 26、27、33、37 条、第 40 条第 1 項、第 44 条ないし第 46 条の定める権利および自由の制限は、これを認めない。
- (3) 刑罰として死刑の宣告がなされうる犯罪事件は、非常事態が宣告されている地域ではこれを審理することはできない。非常事態の全期間中に実行された犯罪に対してなされる例外的な刑罰措置は、非常事態の全期間中またはその解除後 30 昼夜以内にはその執行を行わない。
- (4) 非常事態の期間中にとられた措置は、
 - 1) 発生した事態の緊迫さが要求する範囲内で実施されなければならない、
 - 2) 非常事態の宣言されていない地域において、国家機関の権利および権限、社会団体の法的地位、ならびに人の権利および自由をいかなる制限または変更ももたらすものであってはならず、
 - 3) 人種、民族的帰属、膚の色、性、言語、社会的または財産上の地位、社会的出身、居住地、宗教への態度を理由に個々の住民またはその集団に対していかなる差別ももたらすものであってはならない。

第 6 編 最終規定

第 23 章 ロシア連邦の国家的シンボルおよび首都

第 1 3 6 条

- (1) ロシア連邦の国旗は、上が白、中央が青、下が赤の 3 本の同じ幅の水平な縞からなる長方形の布である。旗の幅と長さの比は 1 対 2 である。
- (2) ロシア連邦の国章は、連邦法律によってこれを承認する。
- (3) ロシア連邦国歌は、エム・イ・グリンカ作曲の「愛国の歌」である。ロシア連邦国歌の歌詞

は、連邦法律によってこれを承認する。

第 1 3 7 条

ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。

第 2 4 章 ロシア連邦憲法の施行および改正手続

第 1 3 8 条

- (1) ロシア連邦憲法は、それが制定された日の翌日からこれを施行する。
- (2) ロシア連邦憲法の施行日は、ロシア連邦の国家的祝日—ロシア連邦憲法記念日とする。
- (3) ロシア連邦憲法の施行の日に、1978年4月12日のロシア・ソビエト連邦社会主义共和国憲法（基本法）は、その後の改正および補正とともにその効力を失う。

第 1 3 9 条

ロシア連邦憲法の改正の提案は、次の機関がロシア連邦最高会議に対してこれを行うことができる。

- 1) ロシア連邦最高会議のいずれかの院の5分の1以上の選挙された代議員
- 2) ロシア連邦大統領
- 3) ロシア連邦憲法裁判所
- 4) 共和国の立法議会、地方(クライ)州の代表機関
- 5) 100万人以上の選挙人

第 1 4 0 条

- (1) ロシア連邦最高会議は、最高会議にしかるべき提案がなされてから半年経過した後に、ロシア連邦憲法の改正に関する法律を制定することができる。ロシア連邦憲法の改正に関する法案は、ロシア連邦最高会議憲法委員会の判断を必要とし、ロシア連邦最高会議の各院において選挙された代議員の投票の3分の2によってこれを採択するものとする。
- (2) ロシア連邦憲法の改正の提案がなされてから1年半以内に、ロシア連邦最高会議がしかるべき法律を採択しなかった場合は、提案は否決されたものとみなされ、その否決から向う1年間はこれを再提案することはできない。

経過規定

1. ロシア連邦の立法について

第 1 項

- (1) ロシア連邦憲法で参照指示されている連邦法律は、憲法の施行後1年以内にこれを制定しなければならない。これらの法律がロシア連邦憲法の施行の日に効力を有していた場合、上記の期間内で再検討がされるまでは、ロシア連邦憲法に抵触しない部分においてこれを適用する。
- (2) すべてのその他の規範的アクトは、ロシア連邦憲法の施行の日から3年内に憲法に適合させなければならない。それまでは、ロシア連邦憲法およびそれにしたがった連邦法律ならびにロシア連邦の条約に抵触しない部分において、これらのアクトはその効力を維持する。
- (3) ソ連邦の法律およびその他の規範的アクトは、ロシア連邦の憲法、連邦法律および条約に抵触しない部分において、ロシア連邦の領域でこれを適用する。
- (4) ロシア連邦憲法の施行の日から1年以内に、ロシア連邦は、どのソ連邦の条約の承継者となるのかを決定する。ロシア連邦が承継者となるソ連邦の条約の効力の停止は、国際法の定める手続により必要な場合にこれを行う。

第 2 項

- (1) 共和国は、ロシア連邦憲法の施行後 1 年以内にそれに自己の憲法を適合させるものとする。
- (2) 地方 (クライ) 州は、ロシア連邦憲法の施行後 1 年以内にそれにしたがって自己の憲章を制定する。

2. 人および市民の権利、自由および義務について

第 3 項

ロシア連邦憲法の施行後 2 年以内に、居住地の自由な選択の権利の完全な実現への移行を帰省する連邦法律が制定されなければならない。この移行は、連邦法律の施行後 10 年以内に達成されなければならない。

第 4 項

- (1) 採用およびその他の場合に要求されるドキュメントには、独立した法律的意義を有しない社会団体への帰属、国外在留およびその他の事情に関する問題は、これを記載しないものとする。
- (2) パスポート、身分事項証明書、身分証明書およびその他のドキュメントには、その者の法的地位に関係しない民族的帰属に関する情報は、これを記載しないものとする。
- (3) 公務員によるこの項の 1 号および 2 号の規定の違反は、法律によりその責任が問われる。

第 5 項

ロシア連邦憲法の施行の日に、住居を取得のために、国家機関および地方自治機関に登録されている者は、ロシア連邦憲法の施行の日に有効である事由に基づき、国家および自治体の住宅フォンドによる住居取得の権利を保持する。

第 6 項

国家および自治体の所有から、コルホーズを除く非国家的な法人および自然人の所有へ移行する土地は、その取得の後 5 年間は、これを売却することはできない。この制限は、ロシア連邦憲法の施行の日から 10 年間はこれを効力あるものとする。

3. 連邦構造について

第 7 項

- (1) ロシア・ソビエト連邦社会主义共和国（以下、ロシア共和国）憲法（基本法）にしたがい、ロシア共和国を構成する、バシキール、ブリヤート、ダゲスタン、カバルダ・バルカル、カルムイク、カレリア、コミ、マリ、モルドヴァ、北オセチア、タタール、トウヴァ、ウドムルティア、チェチェン・イングーシ、チュヴァ、ヤクートの各ソビエト社会主义共和国は、ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦憲法による共和国の憲法・法的地位を得る。
- (2) ロシア共和国憲法（基本法）ロシア共和国最高会議が制定したロシア共和国の構成共和国におけるその改組についてのロシア共和国の法律にしたがいロシア共和国にあるアディゲイア、ゴルノ・アルタイ、カラチャイ・チエルケス、ハカシアの各自治州は、ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦憲法による共和国の憲法・法的地位を得る。
- (3) ロシア共和国憲法（基本法）にしたがい、ロシア共和国にあるアルタイ、クラスノダール、クラスノヤール、プリモーリエ、スタヴローポリ、ハバロフスクの各地方（クライ）アムール、アルハンゲルスク、アストラハン、ベルゴロド、ブリヤンスク、ウラジーミル、ヴォルゴグラード、ヴォログダ、ヴォロネジ、ヴァート、スヴェルドロフスク、イヴァノフ、イルクーツク、カリニングラード、カルーガ、カムチャトカ、ケメロヴォ、コストロマ、クルガン、クールスク、レ

ニングラード、リペツク、マガダン、モスクワ、ムルマンスク、ニジニ・ノヴゴロド、ノヴゴロド、ノヴォシビルスク、オムスク、オレンブルグ、オリョール、ペンザ、ペルミ、プスクフ、ロストフ、リヤザン、サマーラ、サラトフ、サハリン、スマーレンスク、タンボフ、トウヴェール、トムスク、トゥーラ、チュメニ、ウリヤノフスク、チェリャビンスク、チタ、ヤロスラヴリの各州、ならびにモスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市は、ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア連邦憲法による地方（*クライ*）州の憲法・法的地位を得る。

（4）ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦憲法の施行の日から 5 年以内に、ロシア共和国憲法（基本法）にしたがい、ロシア共和国にあるユダヤ自治州、アгинスク・ブリヤート、コミ・ペルミ、コリャーク、ネネツ、タイムイル（ドルガノ・ネネツ）、ウスチ・オルディノ・ブリヤート、ハントイ・マンシー、チュコトカ、エヴェンキ、ヤマロ・ネネツの各自治管区の提案により、対応する地方（*クライ*）州と協議のうえ、ロシア連邦憲法によるこれらの自治州および自治管区の憲法・法的地位に関する問題を解決する。

（5）ロシア連邦憲法の施行の日に有していたロシア共和国を構成する共和国、地方（*クライ*）州、自治州、自治管区の名称は、これを認める。

4. 国家権力および地方自治のシステムについて

第 8 項

（1）ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア共和国人民代議員は、ロシア連邦代議員となる。これらの者は、その選挙された期間が満了するまでその任期を保持する。

（2）ロシア連邦最高会議のメンバーでないロシア連邦代議員は、審議権をもって最高会議の会期に参加し、最高会議の両院の委員会および合同委員会、ならびに自己の選挙区において常任として（臨時としてではなく）活動することができる。これらの者は、基本的な職場に留まらない代議員としての権限行使することができる。

第 9 項

（1）ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア共和国人民代議員大会は、ロシア連邦代議員大会にこれを改組する。

（2）ロシア連邦代議員大会は、1 年に1回、ロシア連邦の状態についてのロシア連邦大統領の報告を聴き、かつロシア連邦最高会議の各院の代議員のローテーション構成のためにこれを召集する。

（3）ロシア連邦代議員大会は、ロシア連邦代議員の任期の満了までこれを存続させるものとする。

第 10 項

（1）ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア共和国最高会議は、ロシア連邦最高会議にこれを改組する。ロシア共和国最高会議共和国会議は、これを国家会議に、ロシア共和国最高会議民族会議は、これを連邦会議に改組する。

（2）ロシア連邦代議員大会は、その直近の会議において、地域選挙区で選出されたロシア連邦代議員のうちから 300 人までを国家会議のメンバーに補充する。

（3）ロシア連邦代議員大会は、その直近の会議において、ロシア連邦のすべての構成主体の平等の代表権を保障することを目的として、必要な人数だけ連邦会議のメンバーに補充する。連邦会議のメンバーは、民族・地域選挙区で選出されたロシア連邦代議員の中からこれを補充する。連邦会議のメンバーとしてロシア連邦の構成主体の必要な代表権を保障する必要がある場合、当該の共和国、地方（*クライ*）州を代表する代議員グループの同意を得て、他のロシア連邦代議員をこれに加えることができる。

(4) ロシア今日ワック最高会議議長、その第1副議長および風議長は、それぞれ、ロシア連邦最高会議議長、第1副議長および副議長となり、その期のロシア連邦最高会議の任期満了まで活動する。ロシア連邦最高会議議長は、最高会議の両院の活動を調整し、最高会議の機構の活動を指導し、ロシア連邦代議員大会および最高会議両院合同会議においてその議長を務める。ロシア連邦最高会議第1副議長および副議長は、最高会議議長の委任に個別のその機能を果たし、最高会議議長が不在の場合または一時的にその職務を遂行することができない場合に、その代理を務める。

(5) ロシア共和国最高会議幹部会は、ロシア連邦最高会議幹部会となり、その期の最高会議の任期満了まで活動する。その権限には、ロシア連邦代議員大会およびロシア連邦最高会議両院合同会議の準備、ロシア連邦代議員の権限の行使への支援、代議員への必要な情報の保障ならびに最高会議の委員会および合同委員会の活動の調整が含まれる。

(6) ロシア共和国最高会議が任命した公務員は、解任されなければ、その権限を保持する。

(7) この項の1ないし6号の規定は、この期のロシア連邦最高会議の任期が満了するまでその効力を有するものとする。

第11項

(1) ロシア連邦憲法の施行の日から、ロシア共和国大統領は、ロシア連邦大統領となる。

(2) ロシア共和国大統領が任命した連邦執行権力の公務員は、ロシア連邦大統領によって解任されなければ、その権限を保持する。

(3) 連邦執行権力機関のシステムは、ロシア連邦憲法の施行の日から6ヶ月以内に、連邦法律によってその憲法に適合させなければならない。

第12項

(1) ロシア連邦最高会議は、急進的改革の期間中、臨時に、ロシア連邦大統領に対し、連邦の立法の領域にあるが、人と市民の憲法上の権利および自由並びに連邦国家構造には関わらない、正確に限定された諸問題に関して、大統領令を公布する権限を与えることができる。この権限が効力を有する期間は、1年を超えないものと定めるが、その都度6ヶ月を超えない範囲で、連邦法律によってこれを延長することができる。

(2) この項の1号にいう大統領令は、ロシア連邦大統領によって速やかにロシア連邦最高会議の両院に報告されなければならず、すべてのこの種の大統領令は30日以内にこれを廃止することができる。

第13項

ロシア連邦憲法の施行の日からロシア共和国憲法裁判所はロシア連邦憲法裁判所となる。

第14項

(1) ロシア連邦憲法にしたがって裁判所を規制する連邦法律が制定されるまでの間は、ロシア連邦憲法の施行の日に効力を有している裁判機関に関する法律が、ロシア連邦憲法に抵触しない部分においてその効力を維持する。

(2) ロシア連邦憲法の施行の日にその職にあるロシア連邦のすべての裁判所の裁判官は、選ばれたその任期が満了するまではその権限を保持する。

第15項

(1) 司法改革が完了するまでの間、ただしロシア連邦憲法の施行の日から5年以内は、法律の執行に対する監督の機能は、検事がこれを保持する。この期間中、検事は、裁判所に異議申し立て